

## 稲沢市空き家等対策計画（案）のパブリックコメント実施結果

### 1. パブリックコメント実施の趣旨

稲沢市市民参加条例に基づき、市民の皆さんから意見を募集しました。

### 2. 募集内容

「稲沢市空き家等対策計画（案）」に対する意見

### 3. 募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで

### 4. 募集対象

- ・市内に在住、在勤、在学の方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方、法人その他の団体

### 5. 意見の提出方法

インターネット、郵送、ファックス又は持参

### 6. 募集結果

意見提出者数 1人

意見件数 7件

### 7. 意見及び市の考え方

**意見 1** P12、P17

大通り沿いの空き家が大幅に増え（P12）、交通の利便性が高い主要道路の沿線に空き家の一部集中が見られる（P17）。これらの物件は比較的利活用がしやすい空き家と思われるため、建替えやリフォームなどの活用を集中的に進めてほしい。

#### 【市の考え方】

ご意見のとおり、大通り沿いの空き家が大幅に増え、特に交通の利便性が高い主要道路の沿線では空き家の一部集中が散見されます。

その中で、これらの物件が比較的利活用がしやすい空き家かどうかは、関係法令に照らし合わせ、個別に判断する必要があると思われます。

本市としては、空き家の所有者に対して意向調査を実施した上で、建替えやリフォームなどの活用が進むよう有効な策を検討していく必要があると考えております。

**意見 2** P23 空き家になった理由は、「住んでいた人が死亡したため」が約半数を占める  
来年4月施行の相続登記の義務化、本年12月施行の空家対策特措法の改正等について、  
相続時の周知強化に努めていただきたい。

**【市の考え方】**

空き家の中には、相続登記がされないまま放置されたことで、権利関係が複雑になり、  
問題が深刻化しているものも多く見受けられます。

そのため、現在、相続登記の義務化に関する記事を市ホームページに掲載し、相続登記  
の重要性について周知を図っております。

今後は、相続登記の義務化や法改正等を盛り込んだパンフレットを作成するなど、新た  
な啓発活動を行うことで更なる周知を図ってまいります。

**意見 3** P26、P27 荷物の処分困っている

利活用および除却をする上で困っていることとして、「荷物が置いたままであり、その処  
分に困っている」との回答が多い。家財整理の相談にのっていただく事業者の紹介をするな  
どの支援を検討していただきたい。

**【市の考え方】**

本市では、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協  
会愛知県本部と協力体制を構築しており、空き家所有者への支援として、利活用や除却を  
はじめとした空き家に関する全般的な相談窓口を開設し、周知を行っているところです。

また、上記2団体において、家財整理に関する相談の対応も可能であるため、今後はそ  
の旨の周知も行ってまいりたいと考えております。

さらに、家財整理を始め、空き家の管理や活用意向のある方に向けたフローチャート  
を作成し、事業者の情報をチラシにまとめて周知するなど、空き家に関して困っている方を  
支援してまいります。

**意見 4** P37以降 施策・取り組み

新たな取り組みに「新規」、改定する取り組みに「改定」などの表記があると、改定箇所  
が見やすい。

**【市の考え方】**

改定箇所の表記方法について、分かりやすい表現となるよう改めさせていただきます。

**意見 5** P39 施策 2-4 空家等管理事業者との連携強化

稲沢市ふるさと応援寄付制度は、現在、シルバー人材センターではなく、民間事業者による「日常生活支援サービス」に変更になっていたと思います。本制度の利用者が少なすぎる。よい制度なので、遠隔地の利用者に対して宣伝する等、周知の工夫が必要である。

**【市の考え方】**

ご指摘のとおり、市外在住の方に向けた稲沢市ふるさと応援寄付制度において、現在、民間事業者による日常生活支援サービスを提供しているため、正しい表記となるよう改めさせていただきます。

現在、上記制度の周知を図っておりますが、今後は更なる利用を促進するため、適時、遠隔地の空き家所有者に送付している適正管理の依頼文書に啓発チラシを添付するなど、更なる周知に努めてまいります。

**意見 6** P46 施策 5-1 庁内連携 図 4-2 庁内体制図

この図は空き家発生時の「適正管理」に取り組む体制であり、「発生抑制」や「利活用」を推進する体制としては弱いと感じる。(もっと体制強化が必要)

**【市の考え方】**

現在、空き家が発生した際、市民からの情報提供を基に関連各課で連携しながら「適正管理」に向けた取り組みを進めているところです。

今後は「適正管理」だけでなく、「発生抑制」や「利活用」に向けた取り組みも推進できるような体制強化を図ってまいりたいと考えております。

**意見 7** P48 計画の進行管理

最低、年 1 回は稲沢市空家等対策協議会を開催し、評価と改善を行っていただきたい。

**【市の考え方】**

効果的に空き家対策を推進するためには、計画を策定し、施策を実行した後に、評価及び改善を行うことが重要であると考えております。

今後は定期的に稲沢市空家等対策協議会を開催することで、評価及び改善を行いながら空き家対策を推進してまいります。